

# お知らせ

## 緊急事態 高齢者事故

大洲警察署管内の事故 (平成18年中) 7月31日現在

発生件数	198件 (-35)
死者数	6人 (+3)
傷者数	249人 (-64)

( )は前年同期との比較

※ 死者数が、既に昨年1年間(4人)を上回っています。  
(高齢者が死者全体の7割を占めています。)

- 1 道路を横断中に交通事故が多発しています。**  
道路を渡るときは、左右の安全確認を十分行いましょう。  
車が来ていたら横断は中止しましょう。
- 2 夜間交通事故に遭う人が増えています。**  
夜間・早朝の外出は控えましょう。  
反射材を身につけ、目立つ服を着用しましょう。
- 3 自宅の近くで事故に遭う人が増えています。**  
自宅付近の危険な場所を、もう一度点検しましょう。

## 『9月9日は救急の日』

一勇気を出して応急手当、  
大切な人を救うのはあなたです！

### AEDってなに？

AEDとは、心臓が小刻みに震えて全身に血液を送り出すことができない状態のときに、除細動(電気ショック)を加えて正常に戻すための医療機器のことです。

平成16年7月から一般の皆さんでも使用できるようになりました。



大洲消防署では、AEDを用いた心肺蘇生法を一人でも多くの人に身につけていただくために「市民救急員養成講座」を毎月開催しています。  
※受講料は「無料」で、午前9時から正午までの3時間です。

受講を希望する人は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 大洲消防署 ☎ 24-0119

## 愛媛県計量検定所からのお知らせ

### 計量器の定期検査日程

月 日	時 間	場 所
10月10日	10:00 ~ 11:30	櫛 生 連 絡 所
	13:00 ~ 15:00	白 滝 連 絡 所
10月11日	10:00 ~ 15:00	長 浜 体 育 館
10月12日	10:00 ~ 11:30	八 多 喜 連 絡 所
	13:30 ~ 15:00	上 須 戒 連 絡 所
10月13日	10:00 ~ 12:00	菅 田 連 絡 所
	13:30 ~ 15:00	新 谷 連 絡 所
10月16日	11:00 ~ 14:00	河 辺 基 幹 集 落 セ ン タ ー
10月17日	10:00 ~ 15:00	大 洲 市 役 所 肱 川 支 所
10月18日	10:00 ~ 15:00	大 洲 市 民 会 館
10月19日	10:00 ~ 15:00	大 洲 市 総 合 福 祉 セ ン タ ー

「特定計量器(はかり)」の定期検査を右の日程で実施します。  
す。 問い合わせ先 市役所商工観光課商工観光第2係 ☎ 24-2111 (内線535) 長浜支所企画商工課商工観光係 ☎ 52-1111 (内線38) 肱川支所総務商工課企画商工係 ☎ 34-2311 (内線211) 河辺支所総務商工課企画商工係 ☎ 39-2111 (内線122) 愛媛県計量検定所 ☎ 089-947-4001

取引または証明に「はかり」を使用されている人は、2年に1度の定期検査が計量法により義務付けられています。合格シールのない「はかり」は原則として商取引等には使用できません。表のいずれの会場でも受付できますので、必ず受検してください。  
なお、ヘルスメーター、キッチンスケール等を家庭内で使用

# 窓口業務時間延長 — お知らせ —

市役所市民課、支所市民福祉課の窓口業務が一部延長となり便利になりました。

取り扱う業務		
各種証明書交付	住民票関係	住民票の写し(世帯全員・一部)
		除かれた住民票の写し
		公的年金等証明書
		住民票記載事項証明書
	戸籍関係	戸籍全部事項証明(戸籍謄本)
		戸籍個人事項証明(戸籍抄本)
		除籍全部事項証明(除籍謄本)
		除籍個人事項証明(除籍抄本)
		改製原戸籍謄本
		改製原戸籍抄本
印鑑関係	戸籍の附票の写し(全部・一部) 【電算処理分のみ】	
	身分証明書	
印鑑登録	印鑑登録証明書	
	印鑑登録、廃止・亡失・改印届など	

※ 申請のできる人や必要な書類などの詳しい内容については、通常の開庁時間内(平日の午前8時30分から午後5時30分)に問い合わせください。

大洲市では、通常の開庁時間内に来庁できない皆さんのために、市民課窓口業務の一部時間延長を実施していますのでご利用ください。

【取り扱わない業務】  
転入・転出・転居など、他市町村・関係機関等との連絡・確認が必要な業務や、住民基本台帳の閲覧業務などは行いませんのでご注意ください。

【実施日】  
毎週火曜日・木曜日  
(祝日は除きます。)

【実施時間】  
午後5時30分～午後6時30分

【実施場所】

市役所市民課  
長浜支所市民福祉課  
肱川支所市民福祉課  
河辺支所市民福祉課  
(河辺支所は木曜日のみ)

【問い合わせ先】  
市役所市民課市民係  
☎24 2111  
(内線113・116・117)  
長浜支所市民福祉課  
☎52 1111 (内線33)  
肱川支所市民福祉課  
☎34 2311 (内線221)  
河辺支所市民福祉課  
☎39 2111 (内線125)

## 「住民基本台帳カード」 をお持ちですか

「住民基本台帳カード」は、希望する本人に対し、市区町村が交付するICカードです。  
子どもからお年寄りまで、誰でも持つことができます。

こんな時に便利です

●写真付きの「住民基本台帳カード」は公的な証明書になります  
写真付きの「住民基本台帳カード」の券面には、本人の氏名、住所、性別、生年月日の4情報  
が印字されており、運転免許証  
などと同様に、公的な証明書と  
して利用することができます。

●全国どこの市区町村でも住民票がとれます  
住民登録をしている市区町村  
以外の窓口においても「住民基本台帳カード」を持つていれば、  
迅速かつ確実な本人確認を行う  
ことができますので、住民票の  
交付を受ける際に安心・便利で  
す。

●引越し手続きで市区町村の窓口に行く手間が1回になります  
引越しなどで住所を移転する  
ときには、住んでいた市区町村  
に「転出届」を、新しく住む市  
区町村に「転入届」を、それぞ  
れの窓口に出向いて提出しなけ  
ればなりません。が、「住民基本  
台帳カード」を持っている人は

郵送により付記転出届を提出す  
れば、窓口での手続きは転入時  
の1回だけで済むようになって  
います。

●インターネットでの申請・届出が可能になります  
公的個人認証サービスの電子  
証明書付きの「住民基本台帳  
カード」を利用すれば、自宅な  
どのパソコンから申請・届出等  
の行政手続きを行うことができ  
ます。

この他にもさまざまな場面で  
活用できます。  
交付手続き、手数料などにつ  
いては、左記へ問い合わせくだ  
さい。

【問い合わせ先】

市役所市民課市民係  
☎24 2111 (内線117)  
長浜支所市民福祉課  
☎52 1111 (内線30)  
肱川支所市民福祉課  
☎34 2311 (内線221)  
河辺支所市民福祉課  
☎39 2111 (内線125)

## お知らせ

# 県道の草刈で生じる刈草の無料提供について

大洲土木事務所では、道路の安全を確保するため、年に1回の割合で県道の草刈を行っております。

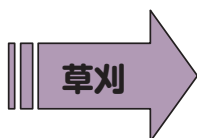
これまで、刈草は主に焼却処分していましたが、資源の有効活用や環境保全の観点から、刈草のリサイクル(再利用)を推進しております。

については、ご希望の方に無料で刈草を提供いたしますので、畑や果樹園の敷き草、堆肥の原料、畜産用の飼料等としてご活用ください。



道路に草が繁茂すると…

- ・見通しが悪く危険
- ・道路幅が減少する



- 除草により、
- ・見通しが良くなる
  - ・本来の道路幅を確保

草刈作業によって生じる刈草は、見方を変えれば

**“有効な資源”**

敷き草として



堆肥の原料として



飼料として



### 提供する方法

- 県道各所の仮置き場にて提供します。
- ※ 詳細は、下記連絡先までお問い合わせください。

### 提供する期間

- 平成18年8月中旬～9月上旬(予定)

### 注意事項

- ※刈草の運搬は、原則として希望者にてお願いします。
- ただし、希望者での運搬が困難な場合には相談に応じます。
- ※刈草はそのままの状態を提供いたします。
- ※先着順となりますので、刈草がなくなりしだい終了となります。

### 問い合わせ先

- 大洲土木事務所道路課道路補修係
- ☎0893-24-5121(内線317、319)